

平成26年度の国民年金保険料は月額15,250円です

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成26年度は前年度より210円引き上げられた月額15,250円となります。

保険料の納付にあたっては、便利でおトクな口座振替など様々な方法をご利用いただくことができますので、ご自身の生活スタイルにあった方法を選択し、納付しましょう。

○口座振替（一番おトクな納付方法）

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。口座振替の手続きは、役場やお近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

○クレジットカード納付（継続納付）

クレジットカードにより定期的に納付する方法です。申し込み手続きは、郵送、年金事務所でも受け付けています。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

○金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口での納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。お手元に納付書がないときは、お近くの年金事務所までご連絡ください。

国民年金保険料の強制徴収の取組強化などに関連した保険料詐取にご注意ください

年金事務所などの職員をかたり、国民年金保険料を詐取される被害が発生しています。

具体的には次のような事例が報告されていますので、ご注意ください。

ケース1【払わないと差押えすると言われ保険料を詐取された事例】

年金事務所の職員を名乗る男性が、お客様の自宅を訪問し「滞納している国民年金保険料を支払わないと差押えする」と言われ、お客様は男性に現金を支払ってしまった。その際、後日送付すると言われた領収書が届かないため年金事務所に照会したところ、年金事務所の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚。

⇒日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください。また、領収証書は必ず受け取ってください。

ケース2【毎月訪問してくる日本年金機構職員をかたる者に保険料を詐取された事例】

日本年金機構の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。集金に来なくなったので年金事務所に照会したところ、日本年金機構の職員が訪問して国民年金保険料を集金した事実はなく、日本年金機構の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚。

⇒日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください。

ケース3【毎月訪問してくる区役所の委託事業者をかたる者に保険料を詐取された事例】

区役所から委託を受けた民間会社の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。

⇒市区町村職員や市区町村が委託した会社が保険料の支払いをお願いすることはありません。国民年金保険料の支払いをお願いするために、お客様の自宅への訪問や電話をするのは、年金事務所の職員が日本年金機構が業務委託した民間事業者だけです。

もしも「怪しい」と感じたら、現金を支払わずに、
「日本年金機構本部」 ☎03-5344-1100
「お客様の声受付担当」 ② を押してください。
またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話:0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話:5-1115内線157、告知端末機:5-8815)にお問い合わせください。